

COMESA による新たな企業結合ガイドラインの公表

19 国が属する東南部アフリカ市場共同体（COMESA）の競争当局である COMESA 競争法委員会（CCC）が、新たな企業結合ガイドラインを公表しました。このガイドラインは、特に（低くはあるものの）新たな届出閾値を導入し、管轄および手続上の問題について幅広く妥当なアプローチを採用することにより、新しい企業結合法制における多くの初期の問題に対応しています。

届出閾値の徹底的な議論

2013 年 1 月、CCC は、COMESA 地域において、施行規則において企業結合の届出閾値をゼロと規定した企業結合法制を発足させました。すなわち、COMESA 加盟国のうち 2 개국以上の国で売上げがある当事者が関わる企業結合では、その売上高がごくわずかであっても届出をしなければならないとされていました。

歓迎すべき進展として、CCC は、2014 年 10 月 31 日に公表した企業結合ガイドラインにおいて、新たに（低い値ではあるものの）いくつかの届出閾値を導入しました。



- 対象会社が COMESA 加盟国のうち 1 개국以上の国において 500 万米ドルを超える売上高または資産を有する場合
- なお、各企業結合当事会社が、同一の COMESA 加盟国において COMESA 地域における売上高または資産の 3 分の 2 を達成するか、それを保有する場合は届出は不要です。

これらの閾値を下回る場合、その企業結合は COMESA 共同市場内の競争および取引に対して相当の影響を与えるのに十分な実質的な事業活動に関与しているとはみなされません。

COMESA 加盟国

ブルンジ共和国、コモロ連合、コンゴ民主共和国、ジブチ共和国、エジプト・アラブ共和国、エリトリア国、エチオピア連邦民主共和国、ケニア共和国、リビア国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、モーリシャス共和国、ルワンダ共和国、セーシェル共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、ウガンダ共和国、ザンビア共和国、およびジンバブエ共和国

新しいガイドラインにおいて企業結合の届出が必要とされるのは、以下の場合に限られます。

- 少なくとも企業結合当事会社のうち 1 社が、COMESA 加盟国のうちのいずれか 2 개국以上の国において 500 万米ドルを超える売上高または資産を有する場合、かつ

主要なポイント

- 新たな届出閾値はいくらか？
- クリアランスを得るまでにどれくらいかかるか？
- CCC は企業結合および各国競争当局からの照会要請をどのように評価するのか？
- なぜ届出費用は減額されず、届出閾値は上げられなかったのか？

これらの閾値を超える企業結合についても、COMESA 共同市場内でながら事業活動を行っていない買収者による企業結合や、互いに全く異なる加盟国において事業活動を行っている企業結合当事会社のように、COMESA 共同市場の競争および取引に相当の影響を与えとは言えそうにない場合も考えられますが、ガイドラインはそれらの場合に届出が必要になるか否かについて明らかにしていません。それらの場合には、企業結合当事会社は届出義務の有無を明らかにするために下記の「コンフォート・レター」手続を利用することができます。

COMESA に対する企業結合の届出を要しない場合でも、企業結合法制を現在有する 8 か国の COMESA 加盟国のうち 1 か国以上の国において、国内法に基づく届出が必要となる場合があります。また、COMESA に対する届出を要する場合でも、ケニアの競争当局は同国競争法上の基準を満たせば並行して国内法に基づく届出をすることを要求していると思われる。

EU の影響

多くの点について、ガイドラインは、唯一の他の超国家的な届出義務制度の執行機関である欧州委員会のアプローチと実務の影響を受けています。特に、

- 市場支配力についての「決定的な影響力 (decisive influence) テスト」やジョイント・ベンチャーについての「全機能 (full functionality) テスト」は、EU 競争法上の同等の概念と酷似しています (ただし、CCC はその他の明記されていない要素を

考慮する権限を留保しています)。ガイドラインは受動的な投資のみを目的とする 15%未満の議決権の取得に対するセーフ・ハーバーについても規定しています。

- 企業結合集団の売上高の計算および地理的配分は、細かな違いはあるものの、EU 競争法上の方法と概ね同様の方法で行われます。

届出手続

ガイドラインは「コンフォート・レター」手続について規定しており、この手続により企業結合当事会社は、CCC に対して、届出が必要か否か (および届出費用がいくらか) を 21 日以内に確認するよう要求することができます。この要求は、CCC に対して、「企業結合を行う決定」 (ガイドラインは現在、法的拘束力を有する株式売買契約書への署名、または株式公開買付けの開始が「決定」に該当することを明らかにしています) から 30 暦日以内に通知する義務を満たすこととなります。

ガイドラインは、仮に CCC が届出は不完全であると判断しても、それによって自動的に届出が遅滞したものとはみなさない (よって制裁を課されることもない) ことを規定しています。それどころか、企業結合当事会社は、不足している情報を提供するための追加期間を付与されます。

ガイドラインは、届出前を含むどの時点であっても、企業結合の実行を禁じないことを確認しています。

クリアランスの時期

企業結合当事会社は、現在、完全な届出の提出から 45 暦日以内に、第一次審査の決定を受領することが期待できます。CCC が詳細な第 2 次審査を開始することを決定した場合は、最初の届出日から 120 暦日以内に最終決定を行います。第 1 次審査期間および第 2 次審査期間は共に、情報提供要請に応じない等の一定の場合には延長されることがあります。

届出の免除

CCC は、2014 年 10 月 31 日以前に企業結合の届出を怠った企業結合当事会社が、その企業結合について 2015 年 1 月 29 日までに届出 (および届出費用の支払い) を行うのであれば、制裁を課さないこととしました。

このことは、届出閾値がようやく導入されたことを考えると、CCC が今後は届出義務に違反した企業結合当事会社に対して執行措置を行う可能性が非常に高くなるであろうと示しています。

照会

ガイドラインは、加盟国が自国の企業結合法制に基づき検討を行うために、企業結合についての照会を要請する手続と時期を定めています。良い点としては、ガイドラインは、照会が行われる場合、企業結合取引の実行が COMESA 企業結合規制上禁止されていないため、加盟国は実行済みの企業結合に対して制裁を課さないことを確認することが求められることを明らかにしています。

ガイドラインはまた、この照会が行われる場合、COMESA に対する届出費用でまかなわれるため、追加の届出費用を要求しないことを提案しています。

実質審査

企業結合審査について、ガイドラインの手法は、概ね国際的な経済的規範と一致しています。しかし、CCC が公表した決定を見る限りでは、CCC がガイドラインに記載されたような洗練された分析手法を使ったケースは今のところないようです。

コメント

ガイドラインの最終案を見る限り、CCC は、企業結合法制を改善するために、実務家および他の競争当局からコメントと提案を聴取したことは明らかです。

依然として懸念事項は残っていますが、その中で最も重要な問題は CCC の管理下にはありません。特に、COMESA 地域が 19 か国から構成されることを考えるとこの新しい届出閾値は低いのですが（対照的に、28 か国から構成される EU 地域における売上高の閾値は約 25 倍高く設定されています）、法律上はいまだに届出閾値をゼロと規定していることを鑑みると、解釈指針の形で CCC がより高い閾値を導入できる範囲は限定されています。

そのため、COMESA 地域の経済によりふさわしい閾値を法制化するのは、CCC ではなく、加盟国の政府代表に

より構成される COMESA 閣僚理事会とすることになるでしょう。

また、COMESA 閣僚理事会は、現在適用される非常に高額の届出費用（50 万米ドルを上限とする、企業結合当事会社の COMESA 地域における売上高または資産の 0.5%）を減額する権限を有しています。企業結合法制が実施された最初の年には、届出費用の平均額は約 34 万米ドルでした。対照的に、EU および中国に

おいては届出費用はかからず、米国では 7 億 5,800 万米ドルを上回る規模の企業結合（当事者の売上高や資産ではありません）に対して最高で 28 万米ドルの届出費用が必要となるだけです。

COMESA 閣僚理事会が、他国と同等の届出費用を法制化することが望まれます。

お問い合わせ先

記事に関する詳細又はその他のお問い合わせは下記の者にご連絡ください。

弁護士 神山達彦

クリフォードチャンス法律事務所
パートナー

E: tatsuhiko.kamiyama@cliffordchance.com

弁護士 鹿倉将史

クリフォードチャンス法律事務所
シニア・アソシエイト

E: masafumi.shikakura@cliffordchance.com

弁護士 平岡留奈

クリフォードチャンス法律事務所
アソシエイト（シドニーオフィス出向中）

E: luna.hiraoka@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号赤坂溜池タワー7 階

© Clifford Chance 2014

Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyō)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Jakarta* ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh ■ Rome ■ São Paulo ■ Seoul ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

*Linda Widjati & Partners in association with Clifford Chance.